鴻巣市地域防災計画

第４編　震災対策編

第4編　震 災 対 策 編

目　　次

第４編　震災対策編 231
第１章　応急体制 231
第１節　市の活動体制 231
第２節　災害救助法の適用 236
第３節　応援要請の実施 237
第４節　要員確保 238
第５節　自衛隊災害派遣要請 239

第２章　情報の収集・伝達・広報体制 240
第１節　災害情報の収集・伝達 240
第２節　災害広報・広聴活動 245

第３章　市民の生命の安全確保 247
第１節　消防活動 247
第２節　水防活動 251
第３節　土砂災害防止計画 252
第４節　避難対策 253
第５節　要配慮者の安全確保対策 256
第６節　帰宅困難者への対応 257
第７節　救急・救助、医療救護活動 259
第８節　交通対策 262
第９節　緊急輸送 263

第４章　市民生活の安定確保の活動 264
第１節　飲料水・食料・生活必需品の供給 264
第２節　環境衛生 265
第３節　遺体の捜索、処理及び埋・火葬 266
第４節　障害物除去 267
第５節　公共施設等の応急対策 268
第６節　動物愛護 280
第７節　応急住宅対策 281

第８節　文教対策 284
第９節　農地・農業の応急対策 285

第５章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 286
第１節　計画の位置づけ 286
第２節　実施計画 287

第４編　震災対策編

第１章　応急体制

市は、市内に地震災害が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、自主防災組織、市民、関係機関の協力を得て、市の組織及び機能のすべてをあげて、以下に掲げる応急対策により、市民の安全な生活を確保する。

第１節　市の活動体制

市内に地震が発生し、市は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織（以下「災害応急対策組織」という。）に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

第１　初動の体制

地震発生時は、配備基準に合わせ、３段階の配備体制で応急活動を実施する。

１　配備基準

配備区分に合わせ、３段階の配備体制で応急活動を実施する。　全課

配備区分	配備基準	人員
警戒体制 （風水害等災害対策室設置 風水害等災害対策室長：危機管理監）	【地震】 ・市内で震度４の地震が発生した場合 ・その他風水害等災害対策室長が必要と認めた場合	「風水害等災害対策実施要綱」に基づき、風水害等災害対策室長が当番班の職員に対し出動を指示
緊急体制 （緊急対策本部設置 緊急対策本部長：市長）	【地震】 ・市内で震度５弱の地震が発生した場合 ・その他緊急対策本部長が必要と認めた場合	各班とも必要な人員（各班 1/2 程度） 自主参集
非常体制 （災害対策本部設置 災害対策本部長：市長）	【地震】 ・市内で震度５強以上の地震が発生した場合 ・その他災害対策本部長が必要と認めた場合	全職員 自主参集

※ 人員は災害の状況により、適時増員・減員を行う。
※ 人員は避難所担当職員は除く。
※ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

２　配備体制

全課

（１）警戒体制

① 設置の基準及び手続

市内で震度４の地震が発生した場合、風水害等災害対策室長（危機管理監）が市長の了解を得て、必要な職員に出動を指示する。

【具体的には、第３編風水害対策編第１章第１節第１の２（1）を準用する。】

② 風水害等災害対策室の任務

【風水害等災害対策室の任務は、第３編風水害対策編第１章第１節第１の２(1)を準用する。】

③ 風水害等災害対策室の組織

【風水害等災害対策室の組織は、第３編風水害対策編第１章第１節第１の２(1)を準用する。】

④ 解除・移行の基準

風水害等災害対策室長は、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除または移行する。

ア　警戒体制の原因となった地震による予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、警戒体制を解除する。

イ　二次災害が発生し、警戒体制から緊急体制、または非常体制への移行が必要となったときは、警戒体制を解除して、緊急体制（緊急対策本部）又は非常体制（災害対策本部）の配備へ移行する。

全課

（２）緊急体制

① 設置の基準及び手続

市内で震度５弱の地震が発生した場合、あらかじめ指定された職員が出動し、緊急対策本部長（市長）が緊急体制の配備を発令する。

【具体的には、第３編風水害対策編第１章第１節第１の２（2）を準用する。】

② 緊急対策本部の活動

緊急体制をとった場合は、被害発生状況等の情報収集、連絡活動、災害予防及び必要な災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

ア　地震情報の収集	オ　広報活動の準備

イ　被害情報の収集	カ　被害状況の取りまとめ及び発表・報告
ウ　避難指示の検討	キ　連絡調整
エ　避難所の開設準備	

③ 協議事項

緊急対策本部は以下の事項に関する協議を行い、関係する各課に対し必要な指示を行う。

【具体的には、第３編風水害対策編第１章第１節第１の２（２）を準用する。】

④ 廃止・移行の基準

緊急対策本部長は、次の基準に達した場合は、緊急体制を廃止するとともに、県にこの旨を連絡する。

- 緊急体制の原因となった地震による災害発生のおそれがなくなったとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、緊急対策本部を廃止する。
- 二次災害が発生し、非常体制への移行が必要となったときは、緊急体制を廃止し、非常体制（災害対策本部）の配備に移行する。

（３）非常体制

全班

① 設置の基準及び手続

市内で震度５強以上の地震が発生した場合、災害対策基本法第 23 条の２、市災害対策本部条例の規定に基づき市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

【具体的には、第３編風水害対策編第１章第１節第１の２（３）を準用する。】

震度６弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて、県（統括部）に報告する（第１報は原則として発災後１２時間以内。第２報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

② 災害対策本部の開設場所

【災害対策本部の開設場所は、第１編総則第２章第３節第１（２）を準用する。】

③ 代理順位

【災害対策本部長の代理順位は、第１編総則第２章第３節第１（２）を準用する。】

④ 災害対策本部の機構

【災害対策本部の機構は、第１編総則第２章第３節第１（２）を準用する。】

⑤ 災害対策本部の班編成及び事務分掌

【災害対策本部の班編成及び事務分掌は、第１編総則第２章第３節第１（２）を準用する。】

⑥ 災害対策本部会議の運営

【災害対策本部会議の運営は、第３編風水害対策編第１章第１節第１の２(3)を準用する。】

ア 災害対策本部会議の構成

【災害対策本部会議の構成は、第３編風水害対策編第１章第１節第１の２(3)を準用する。】

イ 災害対策本部会議の協議事項

本部会議の協議事項は、災害対策本部の基本方針を決定する。

【具体的には、第３編風水害対策編第１章第１節第１の２（3）を準用する。】

ウ 廃止の基準

【廃止の基準は、第３編風水害対策編第１章第１節第１の２(3)を準用する。】

エ 設置又は廃止の公表

【設置又は廃止の公表は、第３編風水害対策編第１章第１節第１の２（3）を準用する。】

全班

（４）現地災害対策本部の設置

【現地災害対策本部の設置は、第３編風水害対策編第１章第１節第１の２(4)を準用する。】

第２　市職員の動員･参集

１　勤務時間内における動員･参集

全班

【勤務時間内における動員･参集は、第３編風水害対策編第１章第１節第２の１を準用する。】

２　勤務時間外及び休日における動員･参集

全班

（１）参集方法

① 勤務場所への参集

・震度５強以上の地震情報を入手した職員は、自主参集する。
・本部長、副本部長、災害対策本部員は、本部に自主参集する。
・全職員はテレビ、ラジオにより報道される地震情報を的確に判断し、まず家族の安否確認後、速やかに勤務場所に自主参集する。

② 参集が困難な場合

【参集が困難な場合は、第３編風水害対策編第１章第１節第２の２を準用する。】

③ 参集の報告

【参集の報告は、第３編風水害対策編第１章第１節第２の２を準用する。】

３　動員・参集における注意事項

全班

【動員・参集における注意事項は、第３編風水害対策編第１章第１節第２の３を準用する。】

第３　事前措置及び応急措置等

統括班
警察署

市の区域で、災害が発生するおそれがあるときは、危険箇所に関する調査や道路の通行規制など事前措置及び必要な応急措置を速やかに実施する。

【事前措置及び応急措置等は、第３編風水害対策編第１章第１節第３を準用する。】

第２節　災害救助法の適用

統括班
被害認定調査班

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

【具体的には、第３編風水害対策編第１章第２節を準用する。】

第３節　応援要請の実施

統括班
福祉班
消防本部

災害時において、市は、地方公共団体や各種団体との相互応援協定等に基づく応援要請を行うとともに、必要に応じて、県や自衛隊等への応援要請を行う。

【具体的には、第３編風水害対策編第１章第３節を準用する。】

第４節　要員確保

統括班
福祉班

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通して労働者を確保し、労務供給の万全を図る。

【具体的には、第３編風水害対策編第１章第４節を準用する。】

第５節　自衛隊災害派遣要請

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

【具体的には、第３編風水害対策編第１章第５節を準用する。】

第２章　情報の収集・伝達・広報体制

第１節　災害情報の収集・伝達

大規模地震が発生した場合、通信施設の損壊、伝送路の切断または焼失などによる通信不能が発生する。また、通信設備の運用について、職員の不慣れから発生する通信不能も予測され、防災関係機関においても情報不足となり、内部相互間の情報伝達不足、さらには避難住民への正確な情報の提供ができなくなるなど、災害対策本部の機能が低下する場合がある。

そのため、市及び県並びに防災関係機関は、緊密に連絡して、迅速かつ的確に災害情報を収集するとともに、必要な箇所に伝達する災害時情報通信体制を確立する

第１　通信連絡体制

市は、地震災害の発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確な災害情報の収集を実施する。

統括班
情報収集班

１　通信連絡体制

（１）総括的連絡系統

非常体制の配備において、市は、地震発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するため、被害状況を的確かつ迅速に把握する。

また、統括班及び情報収集班において情報を一元的に管理・総括し、重複や漏れをなくすことが重要となる。

さらに、災害時の連絡系統は、災害現場と市災害対策本部及び県災害対策本部（上尾支部（県央地域振興センター）又は現地対策本部（県央地域振興センター）の場合もある。）が連絡系統の軸となる。

●総括的連絡系統図

【総括的連絡系統図は、第３編風水害対策編第２章第１節第１の１(1)を準用する。】

（２）通信連絡体制

市は、有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、以下により、通信連絡を実施する。

【具体的には、第３編風水害対策編第２章第１節第１の１（２）を準用する。】

統括班
情報収集班

２　被害報告の系統

（１）災害オペレーション支援システムによる報告

埼玉県災害オペレーション支援システムを用いて被害情報などの災害情報を入力することにより、県災害対策本部に直接報告される。

（２）有線電話等の通信連絡が可能な場合

有線電話等での通信が可能な場合、被害状況等に関する市からの連絡先は以下のとおりとする。各情報は最終的に県災害対策本部に報告される。

被害の状況	連絡先	備考
人的被害、住家被害、非住家被害、その他被害	・県災害対策本部上尾支部（県央地域振興センター）	
	・被害施設に関連する防災関係機関	
農林業被害	・農林振興センター ・家畜保健衛生所	農地・農業用施設被害は土地改良区からも報告される。
水道被害	・県保健医療部生活衛生課水道担当	
下水道被害	・県下水道管理課 ・荒川左岸北部下水道事務所	
人的被害、建物被害、道路・橋りょう・堤防被害	・鴻巣警察署	

（３）無線のみの通信連絡となった場合

有線電話等での通信ができない場合、市からの連絡は県防災行政無線により県央地域振興センターに報告する。

３　地震災害時に収集する情報

災害の発災が予想される場合又は災害が発生した場合に、収集すべき情報の種類、担当部署は、次表のとおりである。各担当部署は情報を収集後、直ちに災害対策本部に報告する。

情報収集班
生活物資班
道路等応急復旧班
水道班
下水道班
教育班
生涯学習班
ほか

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
①発災情報	・地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ・発災による物的・人的被害に関する情報〔特に死者、負傷者など人的被害、発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の覚知後即時	・市、消防機関等の警戒担当職員 ・警察 ・各公共施設管理者など ・自主防災組織、市民（被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に）	道路等応急復旧班
	・防災拠点施設の被害状況	発災状況の覚知後即時	・市、消防機関などの警戒担当職員 ・各施設管理者 ・自主防災組織、市民	各施設所管班
	・交通施設の被災状況（道路、橋りょう、鉄道）	被害状況が把握された後		道路等応急復旧班
	・公共施設の来所者、入所者、職員などの人的被害 ・公共施設の物的被害	発災状況の覚知後即時	・市、消防機関などの警戒担当職員 ・各施設管理者 ・自主防災組織、市民	各施設所管班
	・工事現場など特に発災による被害が想定される区域の被災状況 ・区画整理など進行中事業区域内における発災危険状況	被災状況が把握された後	・市、消防機関などの警戒担当職員 ・工事事業者 ・自主防災組織、市民	道路等応急復旧班
	・商工業事業所、農地・農作物の被害状況	被災状況が把握された後	・事業者 ・自主防災組織、市民	生活物資班
	・ライフラインの被災状況（電気、上下水道、ガス、電話通信施設など）	被災状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	水道班 下水道班 情報収集班
②市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所など）	避難所の収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防機関、警察 ・自主防災組織	教育班 生涯学習班

第２　災害情報計画

市は、市域内に災害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめ、埼玉県災害オペレーション支援システム(使用できない場合はＦＡＸ等)で県に報告する。

市において、すでに措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

１　情報収集体制の整備

情報収集班

【情報収集体制の整備は、第３編風水害対策編第２章第１節第２の１を準用する。】

２　情報総括責任者の選任

情報収集班
統括班

【情報総括責任者の選任は、第３編風水害対策編第２章第１節第２の２を準用する。】

３　情報の収集

情報収集班
統括班
市民支援班
被害認定調査班

【情報の収集は、第３編風水害対策編第２章第１節第２の３を準用する。】

４　異常現象の発見者の通報と措置

統括班
情報収集班
コールセンター班
警察署

【異常現象の発見者の通報と措置は、第３編風水害対策編第２章第１節第２の４を準用する。】

５　情報の報告

統括班
情報収集班

市は、管轄地域内の被害状況等について、県に報告する。県に報告ができない場合は、直接消防庁を通して内閣総理大臣に報告する。

（１）報告すべき災害

① 市域において、人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、一部損壊)被害のいずれかが発生するに及んだもの
② 災害救助法の適用基準に合致するもの
③ 災害対策本部を設置したもの
④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
⑥ 地震が発生し、震度４以上を記録したもの
⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

●直接消防庁に報告すべき災害情報

・地震が発生し震度５強以上を記録した場合

（２）報告の種別

【報告の種別は、第３編風水害対策編第２章第１節第２を準用する。】

第３　災害情報の収集・伝達

市は、市域内に地震が発生したときは、直ちに市民等に伝達するほか、速やかに被害状況を県に報告する。

また、市において措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

統括班

１　地震情報の収集伝達系統図

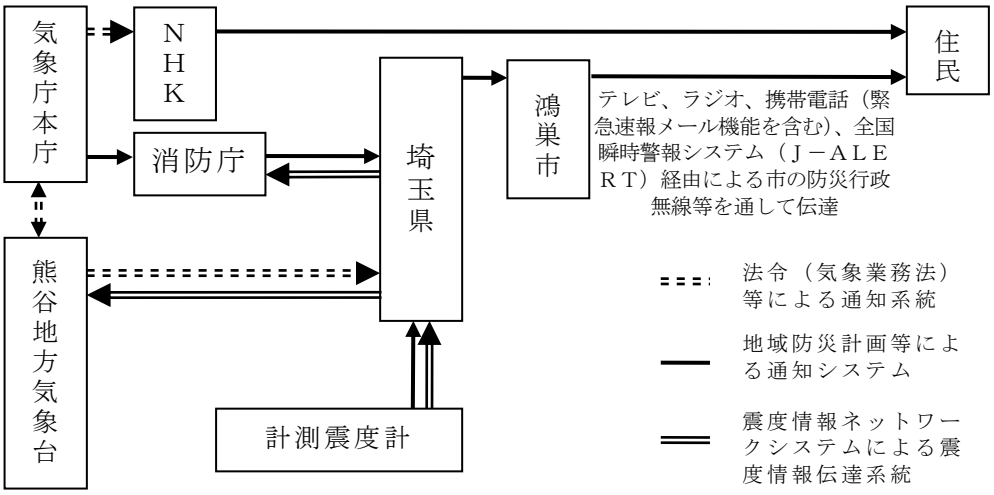

統括班

２　市民への情報伝達

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線や緊急速報メールを始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

県

３　震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達

県は、県内で震度４以上の地震を観測した場合、防災行政無線の一斉ＦＡＸにより県内市町村に震度分布図と震度一覧を送信することになっている。

第４　災害通信計画

情報収集班
統括班

【災害通信計画設置は、第３編風水害対策編第２章第１節第３を準用する。】

第２節　災害広報・広聴活動

市は、災害発生時に、被災した市民が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

第１　災害広報資料の収集

情報収集班

【災害広報資料の収集は、第３編風水害対策編第２章第３節第１を準用する。】

第２　市民への広報

市は、保有する広報媒体を活用して広報を実施する。広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択し広報活動を実施する。

１　広報媒体

情報収集班

【広報媒体は、第３編風水害対策編第２章第３節第２の１を準用する。】

２　広報内容

情報収集班

【広報内容は、第３編風水害対策編第２章第３節第２の２を準用する。】

３　相談・情報提供窓口の設置

市民支援班

【相談・情報提供窓口の設置は、第３編風水害対策編第２章第３節第２の３を準用する。】

４　要配慮者に配慮した広報

情報収集班

【要配慮者に配慮した広報は、第３編風水害対策編第２章第３節第２の４を準用する。】

５　帰宅困難者への広報

情報収集班

市は、県、東日本旅客鉄道株式会社、その他関係機関等から情報を収集し、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール等により、帰宅困難者にとって必要な鉄道運行状況や市内の被害状況、一時滞在施設等の情報を提供する。

また、安否を気遣う家族等への安否情報入手手段として災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の利用を広報する。

第３　安否情報の提供

市民支援班
警察署

【安否情報の提供は、第３編風水害対策編第２章第３節第３を準用する。】

第４　報道機関への情報提供

情報収集班

【報道機関への情報提供は、第３編風水害対策編第２章第３節第４を準用する。】

第５　災害情報相談センターへの協力

情報収集班
統括班

【災害情報相談センターへの協力は、第３編風水害対策編第２章第３節第６を準用する。】

第３章　市民の生命の安全確保

第１節　消防活動

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

消防本部は、「埼玉県央広域消防本部消防計画」等に基づき、消防団は「鴻巣市消防団活動マニュアル」に基づき消防活動を実施するものとする。

また、自主防災組織、事業所は、地域の安全を確保するため、初期消火に努める。

第１　消防本部・消防団活動

消防本部

１　消防本部

（１）情報収集及び伝達

① 災害状況の把握

119 番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

（２）同時多発火災への対応

① 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

⑤ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

（３）火災現場活動の原則

① 人命の安全確保

出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。

② 攻勢現場活動

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。

③ 守勢的現場活動

火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

（４）救急・救助

要救助者の救急・救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

消防団

２　消防団

（１）出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火活動を行う。

（２）消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

（３）救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救急・救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

（４）避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

（５）情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

第２　自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。

１　火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

２　初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防本部に通報する。

第３　事業所の活動

事業所管理者
自衛消防組織

１　火災が発生した場合の措置

自衛消防組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部へ通報するものとする。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

２　災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第４　市民の活動

市民

市民は、以下の活動を行う。

１　火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

２　初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の水のくみ置き等で初期消火に努めるとともに、消防本部に通報する。

３　通電火災の防止

被災直後における通電ショート等の二次的火災の発生防止のため、感震ブレーカーの普及等に努める。

第２節　水防活動

市は、地震の発生により、道路、河川・水路の堤防及び橋りょうなどの施設に災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、河川施設の損壊による浸水被害を防止するため、水防機関及び消防機関は、直ちに出動し、警戒、災害防御活動に従事するものとする。

また、河川管理者等が実施する水防活動に協力し、市民への周知に努める。

１　警戒・監視活動の実施

統括班
消防団

地震を観測した場合、荒川北縁水防事務組合及び市は、直ちに重要水防箇所のほか、荒川や元荒川の警戒・監視活動を実施し、異常な現象を覚知した場合には必要に応じて関係機関に通報する。

２　資機材の確保及び水防措置の実施

統括班
消防団

【資機材の確保及び水防措置は、第３編風水害対策編第３章第１節第２の２を準用する。】

第３節　土砂災害防止計画

統括班
情報収集班
被害認定調査班
道路等応急復旧班
住宅応急復旧班
消防団

【土砂災害防止計画は、第３編風水害対策編第３章第２節を準用する。】

第４節　避難対策

大地震発生後の延焼火災、有毒ガスなど危険物質の漏えいなど二次災害から住民の生命、身体などの安全を確保するための避難対策は、市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要なものである。

そこで、二次災害の発生、火災拡大などにより地域住民に危険の及ぶおそれがある場合、安全に避難させるための避難対策について必要な事項を定める。

また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

第１　避難の指示

１　避難の指示の発令

統括班

（１）避難指示の発令者

地震発生後、余震等により危険が切迫した場合には、市長は、避難指示を発令し、直ちに知事に報告する。

また、延焼拡大の可能性など必要に応じて高齢者等避難を発令する。

（２）避難場所及び避難所の選定

指定緊急避難場所及び指定避難所の選定は、市長が行う。

２　避難の指示の発令基準と伝達

統括班

市長は、次の基準により避難指示等を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者に伝達する。

◆避難に関する発令の基準と内容

種別	基準	伝達内容	伝達手段
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を実施する必要が予想されるとき。 ・その他高齢者等避難の伝達が必要なとき。	①対象者 ②避難の理由 ③避難対象地域 ④携行品その他注意	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ ラジオ 緊急速報メール等
【警戒レベル4】 避難指示	・気象台から地震など災害に関する警報、危険警報が発せられ避難を要すると判断されるとき ・関係機関から地震など災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき ・急傾斜地の崩壊による著しい危険が切迫しているとき ・火災が拡大するおそれがあるとき・当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合。	①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難路 ⑤避難後の指示連絡等	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・避難対象地域又は土地建物等に災害が発生した場合		

統括班
警察署
自衛隊

３　関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。

【市長、警察官及び自衛官による通知及び連絡は、第３編風水害対策編第 3 章第３節第３の２（１）、（３）に示すとおり】

第２　避難の誘導

延焼火災の拡大などの危険が切迫した場合、避難する市民の安全を確保するため、適切な誘導などを行うことにより混乱なく避難の実施を図る。

統括班
自主防災組織
消防団

１　避難誘導の流れ

大規模な地震が発生した場合、同時多発的に火災等の被害が発生することが見込まれるため、発災後すぐに市の職員が避難誘導を行うことは難しい。そこで、市民一人一人が自主的に救助・避難誘導を行うことが重要である。

そのため、市民は、自主防災組織等が作成する「自主防災組織運用マニュアル」に基づき次の避難行動を行うものとし、市は、市民の避難行動を補助する。

◆市民の避難行動及び避難誘導実施者

避難行動	市民の取るべき行動	避難誘導実施者
発災直後 一時集合場所	・あらかじめ自治会や自主防災組織で定めた災害時の一時集合場所へ参集 ・隣近所（班（組）単位）の安否確認、集結状況を把握 ・各班（組）から地域の被害状況を収集し、市に伝達 ・集結が遅れている班（組）の活動の応援 ・所在不明者の捜索・救出、初期消火	班長、防災リーダーなど
指定緊急避難場所への避難、避難所への避難	・延焼火災等の状況から、危険の切迫性を勘案し、一時集合場所が安全でないと判断されるときは、指定緊急避難場所へ避難 ・被災により自宅での生活が困難である場合は、避難所へ避難	自主防災組織（または自治会長など） 防災リーダー 消防団

２　避難誘導の実施

統括班
自主防災組織
消防団

避難の誘導は原則として、自主防災組織（または自治会長など）、防災リーダー及び消防団が中心となって行う。

３　避難誘導の順位及び留意事項

統括班
自主防災組織
消防団

【避難誘導の順位及び留意事項は、第３編風水害対策編第３章第３節第３の３を準用する。】

第３　避難所の設置

市は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがあり避難しなければならないものを一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

１　避難所の開設

教育班
生涯学習班

（１）安全な地域での避難所開設

市は、予定している指定避難所が地震により使用できない場合や、延焼火災等の危険が予測される場合などには、付近の安全が確保された施設に避難所を開設する。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

（２）避難所開設の流れ

【避難所開設の流れは、第３編風水害対策編第３章第３節第４の１を準用する。】

２　避難所開設の報告と公示

統括班

【避難所開設の報告と公示は、第３編風水害対策編第３章第３節第４の２を準用する。】

第４　避難所の運営

教育班
生涯学習班
市民支援班
福祉班
保健医療班
環境衛生班
生活物資班

【避難所の運営は、第３編風水害対策編第３章第３節第５を準用する。】

第５節　要配慮者の安全確保対策

市民支援班
福祉班
保健医療班
統括班
情報収集班
生活物資班
教育班
生涯学習班
（福祉施設の）
施設管理者

災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等、また、在宅で介護サービスを受けている高齢者及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人などの要配慮者の安全を確保する。

【具体的には、第３編風水害対策編第３章第４節を準用する。】

第６節　帰宅困難者への対応

鴻巣市から市外に通勤･通学している市民は、約４万人に上る。このため、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。

帰宅困難となった通勤・通学者等に対し、適切な情報の提供、避難所への一時収容、保護・支援、代替交通手段の確保などの帰宅活動への支援対策を県及び鉄道機関、ＮＴＴ、報道機関と連携し実施する。

第１　駅周辺の混乱防止対策

１　駅での混乱防止

統括班
情報収集班
鉄道事業者

市は、鉄道の運行停止により市内駅周辺（鴻巣駅・北鴻巣駅・吹上駅）において、乗降客等の帰宅困難者（駅前滞留者）が発生している場合は、東日本旅客鉄道株式会社に対し、運行再開の見込みや、駅前滞留者の概数等に関する情報を収集するとともに、一時滞在施設の開設等、市の対応について伝達する。また、一時滞在施設の開設まで、駅構内の一部や自由通路を一時待機場所として開放することや、一時滞在施設の開放等の広報を要請する。

２　一時滞在施設の設置

統括班
教育班
生涯学習班
警察署
鉄道事業者
道路等応急復旧班

鉄道の運行停止が長時間に渡り、再開の見込みが立たない場合や、代替交通手段も確保できない場合、鉄道が再開するまでの間、駅前滞留者を下記の駅から最寄りの補助避難所に一時収容する。

市は、市内３駅の駅前滞留者に一時滞在施設の開設及び位置について広報を行うとともに、警察署の協力を得て、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導する。また、一時滞在施設では、帰宅困難者に対して飲料水、食料等の供給を行うとともに、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、被害状況や、鉄道の運行状況等に関する情報提供を行う。

＜帰宅困難者の一時滞在施設の開設場所＞

鴻巣駅　→　鴻巣中学校
北鴻巣駅→　赤見台中学校
吹上駅　→　吹上中学校

第２　帰宅活動支援

市は、市内に滞在する帰宅困難者に対して、次の帰宅活動の支援を実施する。

１　水・食料の配布

教育班
生涯学習班

市は、避難所等において、水、食料を配布する。

統括班
店舗等事業者

２　休憩所提供の要請等

市は、公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放するとともに、九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーションについて、帰宅困難者に提供される品目や情報、サービスなどの項目及び対象店舗をホームページ上で周知する。

第３　新幹線が停止した場合の対応

統括班
教育班
生涯学習班

地震の発生により、市内で新幹線が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、東日本旅客鉄道株式会社の要請に応じ、帰宅が可能となるまで一時滞在施設に乗客を受け入れる。

第４　事業所・学校等における帰宅困難者対策

事業所

１　事業所等における帰宅困難者対策

事業所等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時の対応について体制整備に努める。

学校

２　学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。

このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時の対応について体制整備に努める。また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第５　災害救助法の適用の検討

統括班

市は、大勢の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、県と協議の上、災害救助法の適用を検討する。

第７節　救急・救助、医療救護活動

大規模な地震発生時には、建物の損壊や家具の落下等により、救急・救助及び医療救護を必要とする傷病者が同時に多数発生することが予想される。

そのため、市は、警察や消防機関などの防災関係機関と連携し、救急・救助活動に万全を期するとともに、医療機関等との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

第１　消防機関の救急・救助の考え方

１　地震災害の特性

消防本部
消防団

消防機関は、地震災害時の救助活動を的確かつ迅速に行うため、その災害特性を把握したうえで活動する。

① 多種多様な救助事象が複合し、同時に多発する。

② 大規模建築の倒壊、土砂崩れなど規模の大きい救助事象が発生する。

③ 通常の救助器具以外に建設資機材などを必要とする救助事象が発生する。

２　救急・救助における出動の原則

消防本部

【救急・救助における出動の原則は、第３編風水害対策編第３章第５節第１の１を準用する。】

３　救急・救助における活動の原則

消防本部

【救急・救助における出動の原則は、第３編風水害対策編第３章第５節第１の２を準用する。】

第２　救急・救助の実施

１　情報の収集等

消防本部

【情報の収集等は、第３編風水害対策編第３章第５節第２の１を準用する。】

２　救急・救助体制

（１）消防機関の体制

消防本部
消防団

【消防機関の体制は、第３編風水害対策編第３章第５節第２の２を準用する。】

（２）市の体制

統括班

【市の体制は、第３編風水害対策編第３章第５節第２の２を準用する。】

警察署
自主防災組織
自衛消防組織

（３）防災関係機関等の活動

【防災関係機関等の活動は、第３編風水害対策編第３章第５節第２の２を準用する。】

市民

（４）自助・共助による活動

地震発生直後は、自身と家族の安全を確保するとともに、近隣住民での助け合いにより、出火防止や初期消火、住民の安否確認を行う。

また、二次被害の防止に配慮しつつ、要救助者の救急・救助、傷病者の応急手当や搬送を自主的に行う。

統括班
消防本部

（５）協定締結団体との連携

【協定締結団体との連携は、第３編風水害対策編第３章第５節第２の２を準用する。】

消防本部
統括班

３　他機関への応援要請

【他機関への応援要請は、第３編風水害対策編第３章第５節第２の３を準用する。】

消防本部

４　埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）との連携

消防機関は、市内において、地震による建物倒壊や列車脱線事故などにより、救出を要する市民が多数いるような大きな災害が発生した時には、知事に対して埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）の出動を要請する。

消防本部

５　救助資機材などの活用

（１）建設機械の活用

消防機関は、大規模建物の倒壊や土砂災害などで、建設資機材を活用する場合にあっては、要救助者の身体防護に留意させ、建設機械及び救助資機材を併用して効果的に活動を行う。

（２）資機材の集結

消防機関は、大規模救助事象の災害について、早期に各種救助資機材を集結し効率的な活用を行う。

（３）資機材の調達

消防機関は、救助の用に供すると判断される資機材などが付近にある場合は、努めて協力依頼し、調達に配意する。

６　災害救助法が適用された場合の費用等

福祉班

【災害救助法が適用された場合の費用等は、第３編風水害対策編第３章第５節第２の４を準用する。】

第３　傷病者搬送

１　傷病者搬送の手順

保健医療班
消防本部

【傷病者搬送の手順は、第３編風水害対策編第３章第５節第 ３ の１を準用する。】

２　傷病者搬送体制の整備

保健医療班
消防本部

【傷病者搬送体制の整備は、第３編風水害対策編第３章第５節第３の２を準用する。】

第４　医療・助産救護活動

保健医療班
福祉班

【医療・助産救護活動は、第３編風水害対策編第３章第５節第４を準用する。】

第８節　交通対策

道路等応急復旧班
資産管理班
警察署
道路管理者

災害時における交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

【具体的には、第３編風水害対策編第３章第６節を準用する。】

第９節　緊急輸送

資産管理班
統括班
福祉班

災害応急対策実施に当たり、人員及び物資等を輸送するため、鉄道、バス、トラック協会などの各輸送事業者と連携し、車両等の調達、配車計画、緊急輸送計画を策定し輸送力の万全を期する。

【具体的には、第３編風水害対策編第３章第７節を準用する。】

第４章　市民生活の安定確保の活動

第１節　飲料水・食料・生活必需品の供給

水道班
生活物資班
統括班
教育班
福祉班

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する、飲料水･食料・生活必需品の確保とその供給を実施する。

【具体的には、第３編風水害対策編第４章第１節を準用する。】

第２節　環境衛生

環境衛生班

被災地におけるし尿、生活ごみ、がれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

【具体的には、第３編風水害対策編第４章第２節を準用する。】

第３節　遺体の捜索、処理及び埋・火葬

市民支援班
保健医療班
警察署
消防本部
消防団

災害により死亡又は死亡していると推定される者については、迅速かつ適切に捜索、収容、検視（見分）及び検案を行い、身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施する。

遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

【具体的には、第３編風水害対策編第４章第３節を準用する。】

第４節　障害物除去

環境衛生班
道路等応急復旧班
福祉班
河川管理者

災害に際して、土砂、立木、放置車両等の障害物を速やかに除去し、被災者の保護と交通路の確保を図る。

【具体的には、第３編風水害対策編第４章第４節を準用する。】

第５節　公共施設等の応急対策

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、市及び事業者、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

第１　施設管理者への応急対策の指導

全班

市は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を指導する。

１　避難対策については、綿密な計画を樹立して万全を期する。
２　地震時における混乱の防止措置を講じる。
３　緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
４　避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
５　収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
６　被害状況を県担当部局に報告する。

第２　公共施設

１　被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

住宅応急復旧班
資産管理班

市は、市の公共施設について、主として外観目視等による危険性を確認し、二次災害の防止と建築物やその敷地等の地震後における使用の可能性について判断する。

２　被災度区分判定調査

住宅応急復旧班
資産管理班

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

市は、市施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

３　応急措置

施設管理者

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第３　ライフライン施設

ライフライン施設の応急対策は、以下の手順により各事業者が実施する。

また、施設の復旧は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ各事業者が優先復旧順位を定めておき、実際の復旧にあっては、関係機関と調整して各事業者が実施する。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催する。

１　電気施設応急対策（東京電力パワーグリッド㈱）

電力事業者

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

（１）応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。

この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

①非常災害時は対策本(支)部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

②社外者（請負会社等）及び他支社（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

（２）災害時における広報宣伝

①　感電事故並びに漏電による出火の防止

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分ＰＲする。

ア　無断昇柱、無断工事をしないこと。
イ　電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッドに通報すること。
ウ　断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
エ　浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用し

ないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。
オ　屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
カ　警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
キ　地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
ク　その他事故防止のため留意すべき事項。

②　復旧予定に関する広報

震災時における市民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

③　市民への周知方法

上記①のア及びイについては、テレビ、ラジオ、インターネット及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じてＰＲ車等により直接当該地域へ周知する。なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

ア　感電事故防止周知　　各現業機関　⇒ＰＲ車　⇒直接一般公衆に周知
イ　復旧周知　　熊谷支社非常災害対策支部　⇒鴻巣市災害対策本部

（３）災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察・消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。

ガス事業者

２　ガス施設応急対策

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

（１）ＬＰガス及び燃焼器具等の供給対策（(社）埼玉県ＬＰガス協会）

避難所等における被災者の生活を援助するため、ＬＰガス及び燃焼器具等を供給する。

①　地震等により被災した市は、必要に応じ、埼玉県災害対策本部に対しその支部を通じてＬＰガス及び燃焼器具等の調達を要請する。
②　市からの要請を受け埼玉県災害対策本部は、ＬＰガスに係る業界団体を通じ、必要なＬＰガス及び燃焼器具等を供給可能な事業所を県内のＬＰガス充てん所及びＬＰガス販売店から選定し、支部を通じて要請を行った市へ必要な事項を伝達する。

③　上記の連絡を受けた市は、当該ＬＰガス充てん所等と連絡し、必要なＬＰガス及び燃焼器具等を調達する。

（２）都市ガス事業者（東京ガスグループ）

①　災害応急対策に関する事項

ア　通報・連絡

（ア）通報・連絡の経路

社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

（イ）通報・連絡の方法

ａ．通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

ｂ．通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

イ　災害時における情報の収集・連絡

（ア）情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ａ．気象情報

・気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

ｂ．被害情報

・一般情報

一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

・対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）

・出社途上における収集情報

・その他災害に関する情報(交通状況等)

ｃ．ガス施設等被害の状況および復旧状況

ｄ．ガス施設等の被害および復旧に関する情報、普及作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報

ｅ．社員の被災状況

ｆ．その他災害に関する情報

ウ　災害時における広報

（ア）広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

（イ）広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

エ　対策要員の確保

（ア）対策要員の確保

a．勤務時間外の非常事態の発生に備え、予め対策要員や連絡先を整理しておく。

b．非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

c．勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

（イ）他会社等との協力

a．協力会社等とは、災害発生後直ちに出動要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。

b．自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

オ　事業継続計画の策定・発動

（ア）事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要により予め事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、および被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

a．ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

b．ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務

c．供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

d．その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

（イ）事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

カ　災害時における復旧用資機材の確保

（ア）調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

a．取引先・メーカー等からの調達

b．被災していない他地域からの流用

c．他ガス事業者等からの融通

（イ）復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

キ　非常事態発生時の安全確保

（ア）危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

ク　災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に行う。

②災害復旧に関する事項

ア　復旧計画の策定

（ア）復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

ａ．災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- 復旧手順および方法
- 復旧要員の確保および配置
- 復旧用資機材の調達
- 復旧作業の期間
- 供給停止需要家等への支援
- 宿泊施設の手配、食糧等の調達
- その他必要な対策

ｂ．重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

イ　復旧作業の実施

（ア）製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

（イ）供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

ａ．高・中圧導管の復旧作業

・区間遮断
・漏えい調査
・漏えい箇所の修理
・ガス開通

ｂ．低圧導管の復旧作業

・閉栓作業
・復旧ブロック内巡回調査
・被災地域の復旧ブロック化
・復旧ブロック内の漏えい検査
・本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
・本支管混入空気除去
・灯内内管の漏洩検査および修理
・点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
・開栓

水道班

３　上水道施設応急対策

（１）被害の拡大防止

市は、災害発生後、速やかに施設等の被害状況を調査し漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

（２）応急復旧

市は、復旧に当たって計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。応急復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から配水管の復旧を進める。

なお、応急復旧に当たっては、基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

下水道班

４　下水道施設応急対策

下水道施設が被害を受けた場合には、市は、被害状況の把握とともに、二次災害防止に努めつつ、応急復旧を行う。

① 下水道施設（処理場、ポンプ場、管渠、マンホール）の緊急点検を実施し、被害状況応急対策を把握する。緊急点検において、路面の陥没等の二次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施する。

② 施設の被害が確認された箇所は、早急に応急復旧を行う。
③ 工事施工中の箇所においては、受注者をして、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行う。
④ 非常災害時に備えて応急機材を備蓄する。
⑤ 下水道施設の応急復旧等のため、維持管理委託業者、施設保守業者の人員、資機材の確保に努める。

５　電気通信設備の災害対策（ＮＴＴ東日本株式会社）

通信事業者

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、以下の各項の対策をとる。

（１）応急対策

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講じる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する時は、利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく輻輳（ふくそう）が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア　被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

ウ　復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

ア　災害時における通信量の増加を抑制するため，災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

イ　通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急措置状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ウ　テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報者による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

エ　災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの輻輳（ふくそう）トーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

（２）復旧対策

① 復旧要員計画

ア　被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講じる。

イ　被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講じる。

② 移動無線機等の出動

必要に応じて、移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等を出動させる。

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊による情報収集活動等を行う。

④ 通信の輻輳（ふくそう）対応

通信回線の被災等により、通信が輻輳（ふくそう）する場合は、臨時回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講じる。

⑤ 復旧工事の実施

復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第４　交通施設の応急対策

鉄道事業者

１　鉄道施設の応急対策（東日本旅客鉄道（株））

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

（１）運転規制

地震が発生した場合の運転取扱は、次のとおりである。

① 12 カイン以上の場合は、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する

② ６カイン以上 12 カイン未満の場合は、25km/h 以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。

③ ６カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。

※カイン（kine）は、地震速度の単位。１カイン＝１cm/s。地震動のエネルギーの強さを表すもので、建築物耐震設計に利用される。なお、地震の大きさを表す単位としては最大加速度：ガル（cm/s2）で発表されることも多い。

（２）運転方法

列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

① 迂回又は折り返し運転

② バス代行又は徒歩連絡

③ 臨時列車の特発

（３）大地震（震度６弱以上）発生時の対応

① 震度６弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、各地区指導センター及び各駅箇所に直ちに対策本部を設置する。

② 各地区指導センター(埼玉県では大宮、浦和)は、情報連絡拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び大宮支社対策本部へ報告する。

③　本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。

２　道路施設の応急対策

道路管理者
県
国

（１）国土交通省関東地方整備局、県（県土整備部、農林部）の対応

避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、国土交通省関東地方整備局及び県は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通規制を実施し、通行者及び県民の安全を図るよう措置するものとする。

道路等応急復旧班

（２）市の対応

市は、行政区域内の道路被害、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか県の措置に準じて措置する。

警察署
県

３　交通信号応急対策

県（警察本部）は、交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、以下の順序により復旧する。

①　国道 17 号、122 号（岩槻市以南）及び 16 号をはじめとする県指定の第１次特定緊急輸送路、第１次緊急輸送路、第２次緊急輸送路を優先して復旧する。

②　前記①の道路に設置された信号機が復旧したのちにおける信号機の復旧順位については、県警本部長が破損等の状況、当該道路の交通回復の優先度等諸般の状況を総合的に判断した上決定する。

第５　その他公共施設等

１　不特定多数の人が利用する公共施設

施設管理者

① 施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

② 施設管理者は、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

２　畜産施設等

生活物資班

市長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

３　医療救護活動施設

施設管理者

① 施設の責任者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

② 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

４　社会福祉施設

施設管理者

① 社会福祉施設の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

② 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

③ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

④ 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第６　一般建築物等

建物所有者

地震時には、二次災害を防止するため、一般建築物の所有者または管理者は公共施設に準じて応急措置等を行う。

第６節　動物愛護

環境衛生班
教育班
生涯学習班
警察署

市は、災害時に多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や県獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

【具体的には、第３編風水害対策編第４章第５節を準用する。】

第７節　応急住宅対策

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに応急仮設住宅を確保することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

第１　被災建築物の応急危険度判定、被災区分判定

被災建築物の応急危険度判定は、地震発生後、被災建築物を中心にその後発生する余震などによる倒壊の危険性、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定するもので、人命に関わる二次災害を防止するために実施するものである。

市は、応急危険度判定が必要と認めた場合、災害対策本部に応急危険度判定実施本部（以下、実施本部）を設け、応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定を実施する。

１　判定実施体制の確立

被災建築物の応急危険度判定は、人命に関わるものであり、被災後１週間程度で完了する必要があるため、被災建築物を判定する応急危険度判定士や器材を確保し、危険度判定体制を整える。

（１）判定士の確保

住宅応急復旧班
被害認定調査班
資産管理班

被災建築物の応急危険度判定は、県により認定された判定士が行う。

実施本部長は、地元判定士などに参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間など判定士の参集に必要な事項の連絡を行う。

地元判定士は、市の参集要請により参集するか、あらかじめ定められた方法により自主参集する。

地元判定士では不足すると判断した場合には、県や相互応援協定を締結している市町に応援要請を行う。

（２）危険度判定コーディネーターの配置

住宅応急復旧班
資産管理班

災害対策本部長は、実施本部及び危険度判定拠点に行政職員などにより構成される判定コーディネーターを配置し、判定士の振り分けや業務配分などの調整にあたらせる。

住宅応急復旧班
資産管理班

２　判定実施順位の決定

応急危険度判定調査の順位は、延焼地域を除き、被害が著しい地域、市民からの申し出があった順とするが、二次災害の危険性がある建物を優先する。

住宅応急復旧班
資産管理班

３　判定の実施

応急危険度判定調査は、次の３段階により判定する。特に必要な注意を付して建物玄関付近にステッカーを掲示するとともに、関係者へ安全指導する。

◆応急危険度判定ステッカーの種類

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤色	危　険	建物への立ち入りが危険
黄色	要注意	建物への立ち入りに注意を要する
緑色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

住宅応急復旧班
資産管理班

４　被災度区分判定（復旧要否の判定）

災害により被害を受けた公共施設については、市は、復旧をできるだけ速やかに行うために、被災建築物の復旧の要否を判断する。

民間建築物については、建物所有者が任意に建築業者等との契約により、建物の耐久度、復旧工事の要否を判断するよう周知、啓発する。

住宅応急復旧班
資産管理班

５　住民への広報、建築物所有者などへの対応

実施本部長は、被災地の住民及び建築物の所有者に対して、応急危険度判定実施の理解を得るために、立ち入りなどによる危険性、被害認定との相違などについて広報する。

第２　被災宅地の危険度判定

住宅応急復旧班
資産管理班

市は、災害により崩壊の危険性がある宅地に対して、被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

なお、被災宅地危険度判定の実施は、応急危険度判定と同様に行うものとし、以下の判定ステッカーを用いて市民に明示する。

◆被災宅地危険度判定ステッカーの種類

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤色	危　険	宅地への立ち入り危険
黄色	要注意	宅地への立ち入りに注意を要する
青色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

第３　被災住宅の応急修理

住宅応急復旧班
福祉班

市は、災害救助法が適用されたとき、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は、大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。

【被災宅地の応急修理は、第３編風水害対策編第４章第６節第１を準用する。】

第４　応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

災害救助法が適用され応急仮設住宅が必要と認められる場合には、利用可能な公的住宅等の空室の状況や必要な応急仮設住宅の建設戸数を県に報告する。災害時の応急住宅の確保は県が行うものであり、市は県が行う事務を補助することになっている。

１　応急仮設住宅の設置

住宅応急復旧班
資産管理班

【応急仮設住宅の設置は、第３編風水害対策編第４章第６節第２の１を準用する。】

２　応急仮設住宅の供給

住宅応急復旧班

【応急仮設住宅の供給は、第３編風水害対策編第４章第６節第２の２を準用する。】

３　応急仮設住宅の建設

住宅応急復旧班

【応急仮設住宅の建設は、第３編風水害対策編第４章第６節第２の３を準用する。】

４　災害救助法が適用された場合の費用等

福祉班

【災害救助法が適用された場合の費用等は、第３編風水害対策編第４章第６節第３を準用する。】

５　既存住宅の利用

住宅応急復旧班

【既存住宅の利用は、第３編風水害対策編第４章第６節第４を準用する。】

第８節　文教対策

教育班
生涯学習班
福祉班

災害時において、幼児、児童・生徒及び学生の生命及び身体の安全に万全を期すとともに、校舎が被害を受けたときの代替的な施設の確保、また、教員が被災した場合の教育実施者の確保や早期の授業再開、継続などの応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を実施する。

【具体的には、第３編風水害対策編第４章第７節を準用する。】

第９節　農地・農業の応急対策

生活物資班

災害時、農地及び農作物等に対する応急対策を実施し、被害を防御または拡大を防止する。

【具体的には、第３編風水害対策編第４章第８節を準用する。】

第５章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第１節　計画の位置づけ

第１　計画の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 25 年 12 月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和７ 年７ 月１日現在で、１ 都２ 府 27 県 723 市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、平成 24 年８月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、市域は震度５弱から５強程度の揺れが推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第２節　実施計画

第１　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

１　南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】

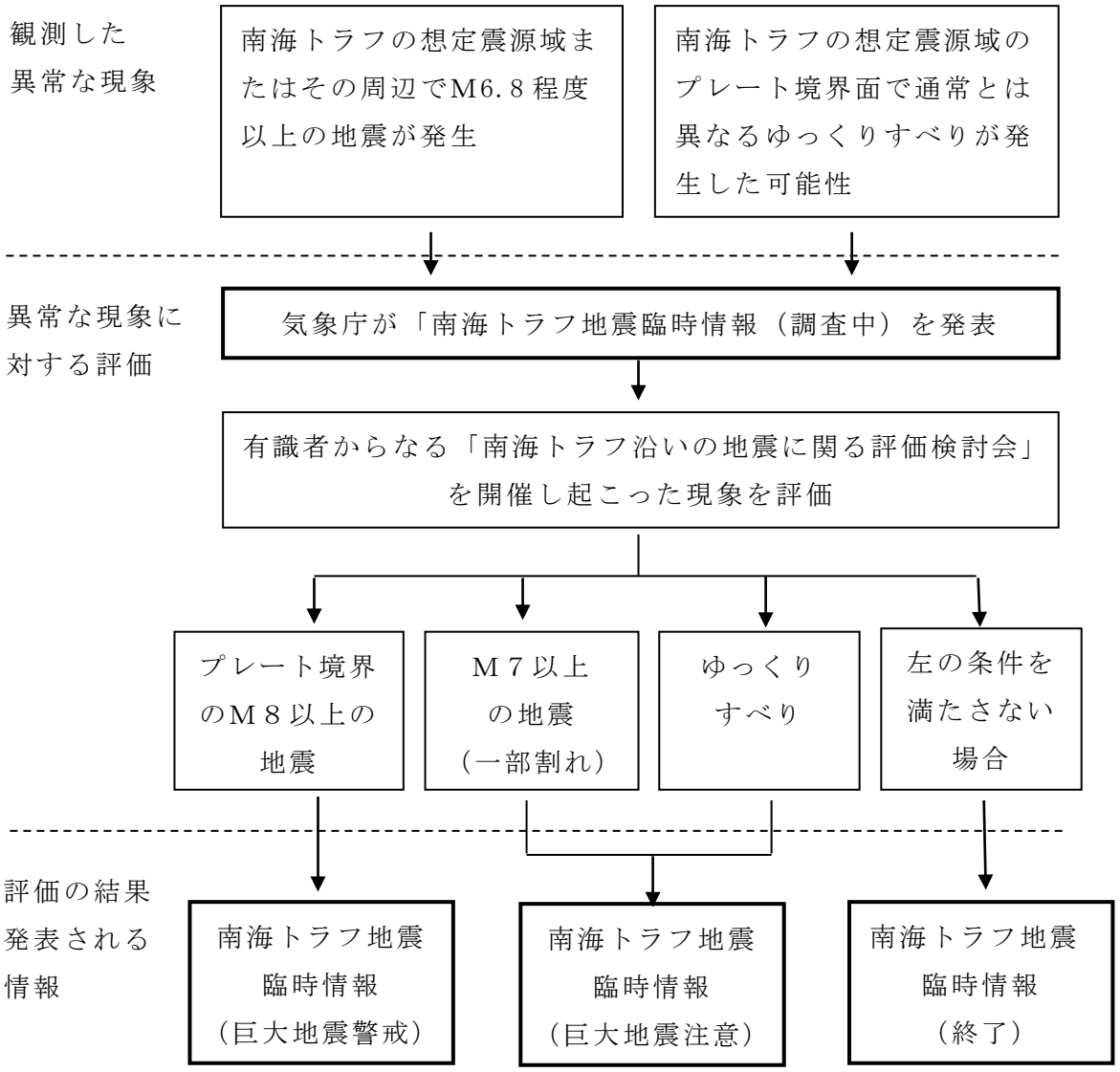

２　市民、企業等へのよびかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、市内の企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	２週間（警戒：１週間）（注意：１週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	１週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認　等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない　等

■企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認　等

第２　地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、本編、第１章～第４章に基づき災害対応を行うものとする。